

令和6年度

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満（世帯収入約670万円未満に相当）※
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ 市税に滞納がない世帯

※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

どのような費用が対象なの？



※令和6年4月1日から令和7年3月31日にまでに支払った次の経費が対象になります。

新居の住宅費	新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
新居への引越費用	引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

本事業をご利用された方の声

結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和2年9月とりまとめ）から、

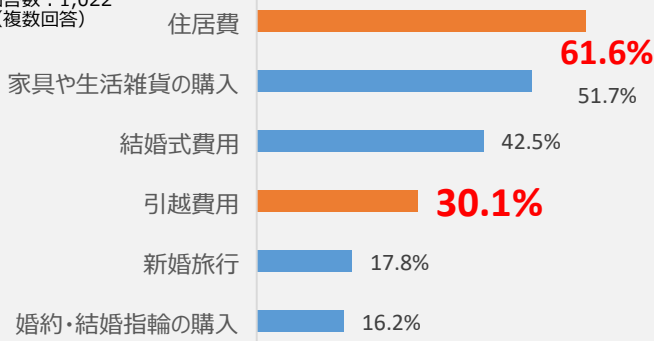
- ① 約6割の方が住居費に不安を感じている
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。



結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和2年9月）

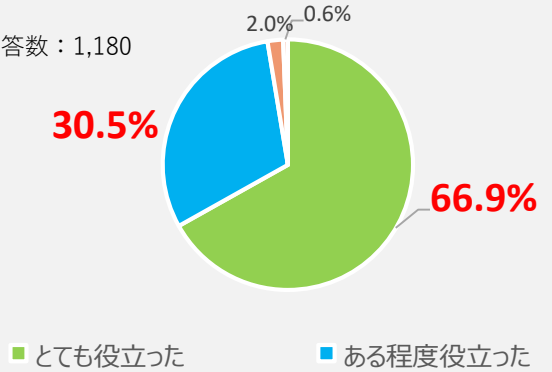
① 経済的不安は何を思い浮かべるか

回答数：1,022
(複数回答)



② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか

回答数：1,180



【自由記載欄より】

県外からやってきた身なので、地域に応援されている感じが心強かったです。



・子どもがいない世帯にも支援があってとても素晴らしいと思いました。
・引越しで掛かったお金を出産費用に充てることができました。

申請方法について

○申請期間：令和6年4月1日～令和7年3月末まで

○申請書類：指定の様式に引越し費用や賃貸住宅にかかる経費の領収書等必要書類を添付して子ども支援課に提出してください。

事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。

大野教育委員会 子ども支援課
0779-64-5140